

④ 「推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表について（指摘）

【問題点】

「県土整備部所管の公共事業に係る用地取得の進捗状況等の公表要領」第5条2項では、「土地収用制度の活用対象事業等の取扱い(3)」の用地取得率80%以上（上記のbの要件）、「重点施策」（上記のdの要件）として事業課が選択した案件について「推進会議」に諮ったうえで、用地課長はHPに公表すると規定されているが、平成30年7月の推進会議を最後に審議は行われていない。bの要件を満たす「ア」「イ」「エ」「オ」の用地取得の案件については、「推進会議」の審議及び決定がないことから、進捗状況等は公表されなかった。

【結果（指摘）：県土整備部用地課】

「推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表は、県民への事業の進行管理に関する説明責任の観点から「推進会議」の審議に基づき適切に公表された。

⑤ 公表対象事業の要件である「重点施策」の事業課の判断基準について（意見）

【問題点】

公表対象事業の要件である「重点施策」（上記のdの要件）の事業課の判断基準には明確なガイドラインがないことより、「重点施策」の判断が恣意的になる可能性がある。

【結果（意見）：県土整備部用地課】

「重点施策」の判断基準を作成のうえ意思決定の過程を明確にし、「検討会」や「推進会議」でその妥当性を審査することを要望する。

（イ）用地取得の事務について

上記の監査手続②を実施した結果、次のとおり意見を述べることとする。

⑥ 土地売買契約書の作成時における収入印紙の負担関係について（意見）

【現状・問題点】

用地事務の手続きが適切に行われているかを監査した結果、（ア）の【現状・問題点】に記載した「イ～オの用地取得」の地権者作成の土地売買契約書に収入印紙が貼られており、その代金を千葉県が負担していたことが確認できた。この理由は、用地事務取扱規程第21条第2項の契約書式に基づいて作成した土地売買契約書第11条に次のように明記されており、これを遵守しているとのことであった。

(収入印紙の負担)

第 11 条 この収入印紙に要する費用は、乙※の負担とする。

出典：「イからオの用地取得において各土木事務所が保存する地権者作成の土地売買契約書第 11 条」及び「千葉県土整備部等用地事務取扱規定第 21 条第 2 項の契約書式」

※：乙は千葉県を示している。

これに対し、用地事務取扱規程第 21 条第 2 項の契約書式で、収入印紙が千葉県の負担と記載していることについては、当該契約書式以外では、その根拠が確認できない。

問題となっているのは、土地契約書を県と地権者が締結する際に、契約書は 2 部作成するが、県が作成する契約書には印紙税法第 5 条により不要であることより相手方が作成する契約書の印紙を敢えて県が負担していることになり、実質土地の売買代金に含まれていることになると解される点である。前提として「印紙を負担してはいけない」との規定はないものの、一方で負担するための適正手続がとられていることが必要となる。

現状は、用地事務取扱規程第 21 条で規定されている契約金額算定調書等には収入印紙の負担関係についての記載はなく、適正手続が取られているとは言えない。

【結果（意見）：銚子土木事務所、東葛飾土木事務所、成田土木事務所】

土地売買契約書の作成時に、県が地権者の収入印紙を負担する際には、用地事務取扱規程第 21 条で規定されている契約金額算定調書等に収入印紙の負担関係について記載し承認を得る等の適正手続がとられることを要望する。

9 千葉市美浜区真砂 4 丁目 2 番地先配水管整備工事

（1）概要

① 事業の必要性

千葉県企業局から公表された「千葉県営水道事業長期施設整備方針（平成 28 年 3 月策定、令和 3 年 3 月改訂）」において、県営水道の現状と課題として、次のとおり記載がある。

「県営水道の管路施設については、総延長 9,179km（令和元年度末）のうち、法定耐用年数の 40 年を経過する管路が、大幅に増えていく見通しである。この

ことから、今後、水道施設が急速に老朽化していく見通しである。

水道施設については、適切な維持管理による長寿命化や計画的な施設の更新・整備が必要であり、耐震化についても進めて行く必要がある。

今後、施設更新・整備事業を実施していくためには多額の費用を要することから、健全経営を維持するとともに、事業を着実に実施していくための体制や業務手法の確立も課題となっている。」

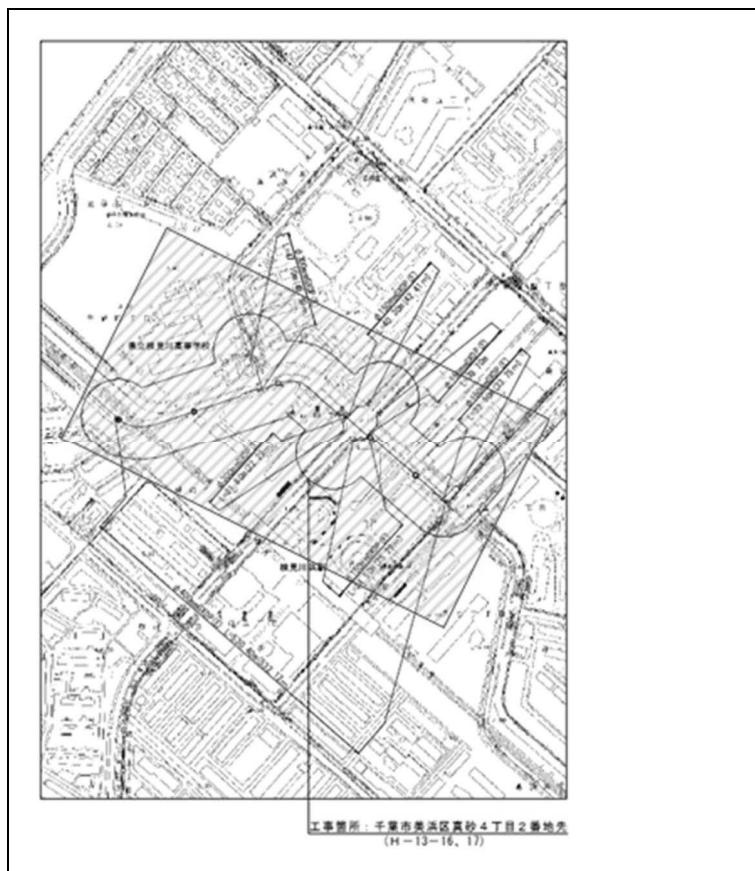
県営水道は、これらの課題に対して、中期経営計画を策定し、計画的な事業運営に取り組んでいる。

② 事業内容

千葉市美浜区真砂4丁目2番地先配水管整備工事を行うものである。

配水管整備工事の工事場所は下図の斜線をしてある箇所となる。

【配水管整備工事の工事場所】



出典：千葉水道事務所提出資料に基づき監査人作成

令和5年度供用開始のため、令和4年度末時点で固定資産台帳には登録されていない。

- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式（簡易型）
- ④ 設計額及び請負金額：実施設計額 389 百万円、請負金額 352 百万円（税込）
- ⑤ 支出額：195 百万円
- ⑥ 令和 5 年度への繰越額：120 百万円
- ⑦ 着工日：令和 3 年 12 月 25 日
- ⑧ 完了日：令和 5 年 10 月 31 日
- ⑨ 令和 5 年度への明許繰越の有無：あり
- ⑩ 令和 5 年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金の有無：なし
- ⑬ 前払いの有無：あり 86 百万円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為である。

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和 3 年度	216,935	195,240
令和 4 年度	135,931	157,626
計	352,866	352,866

(2) 手続

当初年度（令和 3 年度）予算書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書（上・標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書）、工事出来形報告書、工事検査調書、工事検査実施通知書、振替調書兼振替伝票、精算書、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、観察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）

【現状・問題点】

千葉県企業局が建設工事を発注する際に受注者と取り交わす建設工事請負契約書（以下、本項目において、「契約書」という。）では、受注者に加え、下請事業者についても、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、この項目において、「反社会的勢力」という。）に該当する場合、契約を

解除することができると定めている。

契約書における規定は次のとおりである。

(発注者の催告によらない解除権)

第 47 条の 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(中略)

(13)受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

出典：建設工事請負契約書

その点について、千葉水道事務所に確認したところ、下請業者から反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を入手している相手先と入手していない相手先があることが分かった。

【下請業者における反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書の入手状況】

下請けに附した工事種別又は範囲	当初 / 追加	再委託先請業者	下請区分 第1 第2 下請等の区分	反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書の入手
配水管布設工事	当初	OK社	1次	入手済
舗装版切断工・舗装切断水運搬処分	当初	KJ社	1次	入手済
既設管撤去工	追加	KB社	1次	入手済
舗装工事	追加	SK社	1次	入手済
交通誘導警備	当初	SK社	1次	未入手
舗装工事	追加	AS社	1次	入手済
測量業	当初	SS社	1次	未入手
切削工事	追加	UN社	2次	未入手
タックコート工事	追加	NR社	2次	未入手
舗装工事	追加	HF社	2次	未入手
舗装工事	追加	IJ社	2次	未入手
舗装工事	追加	SS社	2次	未入手
区画線工	追加	CG社	2次	未入手
薄層カラー塗装工事	追加	NK社	2次	未入手
不断水穿孔工事	追加	NM社	1次	入手済
不断水穿孔工事	追加	TK社	2次	未入手

出典：下請業者選定通知書、施工体系図

これに対し、千葉水道事務所に質問したところ、「下請業者から反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」は、元請業者であるIG社が自主的な取組として、一次下請業者であるAS社と下請契約を締結する際に、提出を求めたものであることが分かった。また、一次下請業者は二次下請業者に対して、当該文書と同様の内容を口頭で確認しており、二次下請業者が確約に違反する行為が判明した場合には、契約を解除する内容となっていることから、元請業者においても、二次下請業者に口頭で確認しているとの回答があった。

この点、契約書に解除権を記載し、解除権を有しているものの、現時点において千葉水道事務所が実施していることは、下請業者に対し元請業者が確認していることを確認するのみであり、下請業者に対する直接確認をしていない。

そのため、元請業者が口頭で下請業者に対して、反社会的勢力でないかどうか

の確認をしていたとしても、下請業者が反社会的勢力でないことを千葉水道事務所が確認していない点は、千葉水道事務所において、下請業者へのモニタリングが十分でないと考える。さらに、元請業者が確認しているとはいえ、千葉水道事務所においても下請業者が反社会的勢力かどうかを事前に確認することが反社会的勢力を排除する上で有用であると考える。

【結果（意見）：千葉水道事務所、管理部経理課】

契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要望する。

② 未完工事報告書の後閲処理について（意見）

【現状・問題点】

千葉県企業局財務規程 120 条では、年度末において未完成となった建設工事の事務手続を次のとおり規定している。

（未完工事報告）

第一百二十条 課長及び所長は、年度末において未完成となった建設工事については、未完工事報告書（別記第八十七号様式）を作成し、局長の決裁を受けなければならない。この場合において、所長が作成する未完工事報告書は、当該建設工事を所管する課長を経由しなければならない。

2 課長及び所長は、未完工事報告書に基づき振替調書兼振替伝票を発行し、建設仮勘定に振り替えるものとする。

出典：千葉県企業局財務規程

当規程に基づき、千葉水道事務所においては、未完工事報告書を作成した上で、建設工事を所管する課長を経由し、決裁を受けている。

千葉市美浜区真砂 4 丁目 2 番地先配水管整備工事（以下、本項目において、「本工事」という。）においては、千葉水道事務所内において所長まで回付をした後、給水課長、財務課長、経理課長、水道部次長、水道部長、管理部長まで回付が行われ、未完工事報告書の承認がなされる。その際、給水課長、財務課長、経理課長に回付される際には、担当班の班長及び副課長においても回付がなされ、未完工事報告書は、関係各所が確認する書類となっている。

本工事における未完工事報告書を閲覧した際、担当者が書類内容を確認したことを証する押印がなく、後閲の文言を使用し、上長に回付している報告書があった。

具体的には、経理課の副課長及び資産班長の欄に後閲の文言があり、後閲の文

言が記載されている状態で保管している未完成工事報告書があった。

【実際の未完成工事報告書】

The document is a 'Completion Status Report' (未完成工事報告書) from the Chiba Waterworks Bureau. It includes the following information:

- Project Name: 千葉市美浜区真砂4丁目上水道配水管整備工事
- Project Location: 千葉市美浜区真砂4丁目上水道
- Budget: 4年度分 155,931,400円 (Total Budget: 352,886,800円)
- Completion Status: 完成予定期日: 令和3年1月31日 実成期日: 令和3年1月31日
- Signatures: There are several signatures and stamp boxes at the bottom, all of which are heavily redacted.

出典：監査人撮影

この点、千葉水道事務所においては、資産班の班長や副課長が後閲としているものの、経理課長が押印している点で、内容が確認できているため、後閲としたまま問題がないとの主張もあった。

そのため、「後閲」と呼ばれる処理を行うための基準について質問したところ、「千葉県企業局行政文書の管理に関する規程」及び「千葉県企業局行政文書規程」には根拠規定はなく、明確な基準はないが、知事部局で定め、企業局が参考としている「千葉県行政文書規程運用上の留意事項について」を用いて処理しているとの説明があった。

具体的には、「千葉県行政文書規程運用上の留意事項について」を参考にし、実務上、回議の対象者は起案文書の内容の確認を適切に行うために必要な職員が不在の場合、当該不在者を一時的に必要な職員ではないと判断し、それ以外の職員を回議の対象者として回議を行う運用となっている。そして、回議を行った後、本来、回議の対象者であり、回議に必要な職員であった以上、決裁の内容を把握してもらう必要があることから、回議の対象者の職員が不在の場合の処理を、便宜上「後閲」と呼び、当該不在者が復帰した時に、決裁内容を把握してもらうこととしていると追加説明があった。

この点、後閲の明確な基準は無いものの、書類に記載されている決裁ルートにいる者は決裁の過程で承認するものであり、やむを得ず後閲とする場合は、後閲としている以上、決裁後に閲覧してもらう必要があるものと考える。

また、千葉水道事務所は、書類保管において保管する書類が千葉県企業局財務規程等の関係規程に沿った運用となっているかについて、確認をした上で、書類保管すべきところ、その確認ができていなかった点で、内部統制の運用上の不備があると考える。

【結果（意見）：千葉水道事務所】

未完工事報告書においては、後閲となっているものがあった際には、決裁後であったとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするとともに、千葉水道事務所では、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、保管することを要望する。

③ 請負工事設計変更施行伺の後閲処理について（意見）

企・契約事務取扱要綱第15条では、工期延長等の変更の事務手続を次のとおり規定している。

（工期の延長等の変更）

第15条 主務課長又は所長は、やむを得ない事情により、工期の延長等の変更をしようとするときは、あらかじめ工事延期伺（別記第4号様式）又は工事設計変更施行伺（別記第5号様式）により所定の決裁を受けなければならない。
2 経理課長又は所長は、所定の決裁後、工期の延長等に関する変更契約を締結するものとする。

出典：企・契約事務取扱要綱

当規定に基づき、千葉水道事務所においては、請負工事設計変更施工伺を作成した上で、建設工事を所管する課長を経由し、決裁を受けている。

本工事においては、千葉水道事務所内において所長まで回付をした後、給水課長、水道部長まで回付が行われ、請負工事設計変更施工伺の承認がなされる。

本工事における請負工事設計変更施工伺を閲覧した際、担当者が書類内容を確認したことを証する押印がなく、後閲の文言を使用し、上長に回付している請負工事設計変更執行伺があった。

具体的には、給水課の副課長の欄に後閲の文言があり、後閲の文言が記載されている状態で保管している請負工事設計変更執行伺があった。

局長	管理部長	水道部長	水道部次長	総理課長	副課長	副課長	資産部長	確認者	確認者	財務課長	副課長	副課長(子会社)	子監査第一班長	職員名	確認者	確認者	
給水課長	副課長	配水施設監修官	配水施設監修官	配水工程監修官(調査)	確認者	確認者				所長	技監	次長(事務)	次長(配水)	次長(検査)	確認者	確認者	
合和 5 年 3 月 6 日 提出									/令和 5 年 3 月 17 日 決裁								

請負工事設計変更施行伺

記

工事番号	水千3・4 第 11 号	
工事名	千葉市美浜区真砂4丁目2番地先配水管整備工事	
工事場所	千葉市美浜区真砂4丁目2番地先	
請負者	株式会社市原組	
工事期間	自) 令和 3 年 12 月 25 日 () 至 令和 5 年 10 月 31 日 ()	
請負額	327,250,000	設計変更請負額 352,866,800
支出費目	令和 3・令和 4 年度 款 資本的支出 項 建設改良費 / 配水管改良費 / 請工事請負費 /	

出典：監査人撮影

そのため、「後閲」と呼ばれる処理を行うための基準について質問したところ、「千葉県企業局行政文書の管理に関する規程」及び「千葉県企業局行政文書規程」には根拠規定はなく、明確な基準はないが、知事部局で定め、企業局が参考としている「千葉県行政文書規程運用上の留意事項について」を用いて処理しているとの説明があった。

具体的には、「千葉県行政文書規程運用上の留意事項について」を参考にし、実務上、回議の対象者は起案文書の内容の確認を適切に行うために必要な職員が不在の場合、当該不在者を一時的に必要な職員ではないと判断し、それ以外の職員を回議の対象者として回議を行う運用となっている。そして、回議を行った後、本来、回議の対象者であり、回議に必要な職員であった以上、決裁の内容を把握してもらう必要があることから、回議の対象者の職員が不在の場合の処理を、便宜上「後閲」と呼び、当該不在者が復帰した時に、決裁内容を把握してもらうこととしていると追加説明があった。

この点、後閲の明確な基準は無いものの、書類に記載されている決裁ルートにいる者は決裁の過程で承認するものであり、やむを得ず後閲とする場合は、後閲としている以上、決裁後に閲覧してもらう必要があるものと考える。また、千葉